

2023年12月8日
全国地方銀行協会

「次期個人番号カードタスクフォース中間とりまとめ骨子」に対する意見

- マイナンバーカードに掲載する顔写真は一定の規格が定められているものの、画像加工（目を大きくしたり、顔のパーツを変形させる等）してはいけないという定めはない。地方公共団体によっては加工した写真であっても発行を認めているところがあり、対面取引におけるマイナンバーカードによる本人確認に支障をきたす場合がある。
- 骨子には、「申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の徹底について検討する」旨が盛り込まれている。今後、「次期個人番号カードタスクフォース」において、マイナンバーカードに掲載する写真の規格および運用を、旅券（パスポート）用写真と同水準にする等、厳格化について検討いただきたい。

以上